

福島県鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知）及び鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）に基づき事業を行う協議会等（間接交付事業者を含む。以下「交付事業者等」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及び、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付の対象及び交付額)

第2条 交付金は、交付事業者等が別表に掲げる事業を行う場合に、当該事業に要する経費について当該交付事業者等に対して交付するものとする。

ただし、福島県農林事務所（以下「農林事務所」という。）の域を越えない交付事業者等（市町村を除く。）が同表に掲げる事業を行う場合に、市町村が交付するときの当該交付に要する経費については、市町村に対して交付するものとする。

2 交付金の額は、交付事業ごとに同表に掲げる交付率の範囲内で知事が定める額とする。

(流用の禁止)

第3条 別表の区分の欄に掲げる1及び2の相互間における流用をしてはならない。

(申請書の様式並びに消費税及び地方消費税仕入れ控除税額等の減額申請等)

第4条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日までとする。

2 交付事業者等は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該交付金に係る消費税仕入れ控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入れ控除税額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付金交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、別表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 国から付された交付金交付の条件を遵守するために必要な事項。
- (2) 事業実施主体に対し、交付金を交付するときは、交付事業者等は規則第18条の規定に準じた規定を設けること。
- (3) 前号の規定により、財産処分の制限をした場合において、制限期間内に処分することを承認する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

- 3 交付事業者等は、事業実施主体に対し、交付事業の完了後においても、交付事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従ってその効果的な運営を図るよう指導するものとする。

(変更等の承認申請)

第6条 交付事業者等は、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県鳥獣被害防止総合対策交付金変更承認申請書(第2号様式)を提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(概算払)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める交付金について概算払の方法により、交付金の交付をすることができる。

- 2 交付事業者等は、前項の規定に基づき交付金の概算払を受けようとするときは、福島県鳥獣被害防止総合対策交付金概算払請求書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(状況報告等)

第9条 規則第11条の規定による事業の遂行状況報告は、福島県鳥獣被害防止総合対策交付金遂行状況報告書(第4号様式)により、交付金の交付決定のあった年度の12月31日現在の状況について、当該年度の1月15日まで知事に提出するものとする。

- 2 前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、知事は交付事業者等に対して事業の遂行状況報告を求めることができる。
- 3 交付事業者等は、当該事業が完了したときには、すみやかに福島県鳥獣被害防止総合対策交付金完了報告書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県鳥獣被害防止総合対策交付金実績報告書(第1号様式)により、事業完了の日(事業の中止、又は廃止の場合には、知事の承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は交付金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 交付事業者等は、前項の実績報告を行うにあたり、交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- 3 交付事業者等は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税仕入控除税額報告書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年5月30日までに、同様式により知事に提出しなければならない。

- 4 知事は、前項の報告において消費税等相当額があった場合には、当該消費税等相当額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(交付金の交付請求)

第 11 条 交付金交付の決定の通知を受けた交付事業者等は、交付事業が完了した場合は、すみやかに福島県鳥獣被害防止総合対策交付金交付請求書（第 7 号様式）を知事に提出しなければならない。

ただし、交付金の全額が概算払された場合は、この限りでない。

（財産処分制限）

第 12 条 規則第 18 条第 1 項ただし書に規定する別に定める期間並びに同条同項第 2 号及び第 3 号に規定する別に定める財産は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）による（ただし、当該省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）による。）ものとする。（ただし、1 件当たりの取得価格が 50 万円以上のものに限る。）

（会計帳簿等の整備等）

第 13 条 交付金の交付を受けた交付事業者等は、地方公共団体の場合にあつては、当該交付事業等に係る国の交付金等と当該交付事業等に係る当該地方公共団体の予算及び決算との関係を明らかにした交付金調書（第 8 号様式）を作成してこれを保管し、地方公共団体以外の者の場合にあつては、当該交付事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を整理保管し、交付事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。

2 交付事業者等は交付事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る財産管理台帳（第 9 号様式）を前条第 1 項に規定する期間内備えておかなければならない。

（権限の委任）

第 14 条 規則及びこの要綱に基づく知事の権限は、所轄の農林事務所の長に委任する。

ただし、所轄の農林事務所の域を越える広域的な団体が事業実施主体である場合を除くものとする。

（収益納付）

第 15 条 交付対象事業者は、交付事業が完了した日から起算して 5 年が経過する日までに、交付事業の実施によって相当の収益を生じたときは、別記様式第 10 号の収益報告書により、各決算期の終了後 2 月以内に、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告があつた場合、その他交付対象事業者に前項の規定により報告すべき相当の収益を生じたものと認定したときは、当該収益の全部又は一部を県に納付させることができる。

3 納付すべき収益の額は、原則として毎年度生ずる収益の取得までに交付された交付金額をそれまでに交付対象事業に関連して支出された経費の総額で除した値に、当該収益の額を乗じた額とする。ただし、その上限は、交付された交付金の総額から、交付金に係る財産処分に伴う納付額を差し引いたものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成２２年４月１日から施行し、平成２２年度分の交付金から適用する。
- 2 この改正は、平成２３年４月１日から施行する。改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。
- 3 この改正は、平成２４年４月６日から施行する。改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。
- 4 この改正は、平成２５年５月１６日から施行する。
- 5 この改正は、平成２６年２月６日から施行する。改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。
- 6 この改正は、平成２６年４月１日から施行する。改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。
- 7 この改正は、平成２７年４月９日から施行する。改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。
- 8 この改正は、平成２８年２月１８日から施行する。改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。
- 9 この改正は、平成２８年４月２２日から施行する。改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。
- 10 この改正は、平成２９年４月 ７日から施行する。改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。
- 11 この改正は、平成３０年４月１１日から施行する。改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。
- 12 この改正は、平成３１年４月１日から施行する。改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。
- 13 この改正は、令和２年４月１日から施行する。改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。
- 14 この改正は、令和３年４月１日から施行する。改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。
- 15 この改正は、令和３年６月３日から施行する。改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。
- 16 この改正は、令和４年４月１日から施行する。改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。
- 17 この改正は、令和５年４月１日から施行する。改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。
- 18 この改正は、令和６年４月１日から施行する。改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。
- 19 この改正は、令和７年４月１日から施行する。改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。
- 20 この改正は、令和８年４月７日から施行する。改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要領に基づき行うものとする。

別表（第2条、第5条関係）

主務課 事業 [事項（事業）]	小事業	区分	経費	交付率	重要な変更	
					経費の配 分の変更	事業の 内容の変更
環境保全 農業課 鳥獣害 対策費 （鳥獣被害対策強化事業）	鳥獣被害 防止総合 対策事業	1 農山漁 村活性化 対策推進 交付金 (1) 鳥獣 被害防止 総合対策 推進交付 金	1 事業費 協議会（鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の別記1の第1の3で定める協議会）が鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 （1）鳥獣被害防止総合支援事業 ア 被害防止活動推進 （ア）推進体制の整備 （イ）有害捕獲 （ウ）被害防除 （エ）生息環境管理 （オ）広域柵の再編整備計画策定支援 （カ）サル複合対策 （キ）クマ複合対策 （ク）鳥類複合対策 （ケ）他地域人材活用 （コ）ICT等新技術の活用 （サ）GISを活用した被害対策等の可視化定着支援 （シ）集落点検の促進 （ス）専門的人材育成・確保 イ 実施隊特定活動 （ア）大規模緩衝帯整備 （イ）誘導捕獲柵わな導入 ウ ICT等新技術実証 エ 農業者団体等民間団体被害防止活動 オ ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 （ア）販売拡大支援 （イ）搬入促進支援 （ウ）処理加工施設の人材育成 （エ）ICTの活用による情報管理の効率化 （オ）放射性物質影響地域のジビエ活用促進 カ 鳥獣被害対策実施隊体制強化 キ 捕獲サポート体制の構築 ク 簡易的な集合埋設設備の設置等支援 （2）鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業	[事業費] 定額 （定額、1/2以内） ただし（5）の（ア）についてはクマ1頭当たり24千円以内	1 経費の欄に掲げる1の(1)及び(2)の経費の相互間における増減 2 事業費の30%以上の増減	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業期間の延長 4 鳥獣被害防止施設等の設置場所の新設、変更

			(3) シカ・クマ特別対策等事業 ア シカ特別対策 イ クマ特別対策 (4) スマート捕獲等普及加速化事業 (5) 福島県クマ特別対策事業 ア 捕獲活動経費 イ クマ用捕獲わな ウ 捕獲通知機器 エ 生息環境管理			
		2 農山漁村活性化対策整備交付金 (1) 鳥獣被害防止総合対策整備交付金	1 事業費 協議会（鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の別記1の第1の3で定める協議会）又はその構成員（試験研究機関を除く。）であって、かつ、代表者の定め並びに事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有しているものが、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 (1) 鳥獣被害防止総合支援事業 ア 鳥獣害防止施設 イ 処理加工施設 ウ 捕獲技術高度化施設 エ 地域提案	[事業費] 定額 （定額、5.5/10、1/2 以内） [市町村 附 帯 事 務 費] 定額 （ 1/2 以 内）		

環境保全 農業課 鳥獣害 対策費 (鳥獣被 害対策強 化事業)	イノシシ 等有害捕 獲促進事 業	イノシシ 等有害捕 獲促進交 付金	1 事業費 鳥獣被害防止総合対策交付 金実施要領別記4の鳥獣被害 防止緊急捕獲活動支援事業を 実施する協議会(鳥獣被害防 止総合対策交付金実施要領の 別記1の第1の3で定める協 議会)又はその構成員である 市町村が鳥獣被害防止総合対 策交付金実施要領別記4に準 じて行うイノシシ、シカ、サ ル、クマの有害捕獲に要する 経費(鳥獣被害防止総合対策 交付金実施要領別記4第2 の2の(1)のア有害捕獲に係 る捕獲活動経費に限る) (1) 有害捕獲促進	[事業費] 定額 イノシシ、シ カ、サル、クマ 成獣1頭当た り8千円以内、 イノシシ、シ カ、サル、クマ 幼獣1頭当た り1千円以内	1 経費の 欄に掲げ る1、2(1) 及び(2)の 経費の相 互間の増 減	1 事業の 新設又は 廃止 2 事業実 施主体の 変更 3 事業期 間の延長 4 新技術 の実施内 容の変更 5 鳥獣被 害防止施 設等の設 置場所の 新設、変更
			2 事業費 鳥獣被害対策市町村専門職員 (鳥獣被害対策市町村専門職 員育成支援事業以外で雇用す る専門職員を含む)等が所属 する協議会(鳥獣被害防止総 合対策交付金実施要領の別記 1の第1の3で定める協議 会)又はその構成員(試験研究 機関を除く。)であって、かつ、 代表者の定め並びに事業実施 及び会計手続きを適正に行う 体制を有しているものが、1 (1) 有害捕獲促進と併せて、 鳥獣被害防止総合対策交付金 交付等要綱別表の区分・事業 の種類の欄1の(1)における 経費・事業内容の欄1の(1)、 区分・事業の種類の欄2の (1)における経費・事業の内 容の欄の(1)の④または⑩及 び⑪における経費に準じて行 う次に掲げる経費。 ただし、鳥獣被害防止総合対 策事業による交付対象とする 経費を除く。 (1) 新技術を活用した有害 捕獲促進事業 (2) 被害防止施設等整備	[事業費] 定額 ただし、鳥獣被 害防止施設の 設置は直営施 工とする。 ①鳥獣被害防 止施設の上 限単価につ いては、国要綱別表 交付率の欄に よるものとし るが、地域の実 情、地形条件、 気象条件等や むを得ない事 由により上記 の上限単価を 超える事業に ついては福島 県鳥獣被害防 止総合対策交 付金事務取扱 要領第2の5 によるものと する。		

注) 「区分」欄の1、2は国の交付金名を、(1)は国の政策目的名を表す。

第 1 号様式（第 4 条関係・第 1 0 条関係）

（番 号）
年 月 日

福島県知事
（福島県 農林事務所長）

住所又は所在地
交付事業者等
氏名又は名称及び代表者名

福島県鳥獣被害防止総合対策交付金交付申請書（実績報告書）
年度において、下記のとおり鳥獣被害防止総合対策交付金による対策を実施した
い（実績報告の場合は「した」）ので、福島県補助金等の交付等に関する規則第 4 条第 1 項
（実績報告の場合は「第 1 3 条第 1 項」）の規定により、交付金 円を交付してく
ださるよう申請します（実績報告の場合は「その実績を報告します。」）。

記

- 1 事業の目的（又は成果）
- 2 事業の内容及び計画（又は実績）
- 3 本件責任者及び担当者
責任者氏名
担当者氏名
連絡先
- 4 経費の配分及び負担区分 別に定める様式による
- 5 事業完了予定（又は完了）年月日
- 6 収支予算（又は精算）

注） 1 第 1 4 条に基づき農林事務所長に委任した事業については、あて名は
「福島県 農林事務所長」とする。

注） 2 別に定める様式
福島県鳥獣被害防止総合対策交付金事務取扱要領 別紙様式 1 号

第2号様式（第6条関係）

（番 号）
年 月 日

福島県知事
（福島県 農林事務所長）

住所又は所在地
交付事業者等
氏名又は名称及び代表者名

福島県鳥獣被害防止総合対策交付金変更承認申請書

下記により、 年度鳥獣被害防止総合対策交付金による対策の計画を変更（中止・廃止等）したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項の規定により承認してくださるよう申請します。

記

- 1 交付金の交付決定年月日及び番号
- 2 変更（中止・廃止等）の理由
- 3 変更（中止・廃止等）の内容

（以下、様式第1号に準じて作成すること。）

注）1 変更計画の内容は、交付金の交付決定がなされた計画（収支予算書）と容易に比較できるよう二段書きとし、変更前を上段（ ）書きとすること。

注）2 第14条に基づき農林事務所長に委任した事業については、あて名は「福島県 農林事務所長」とする。

第3号様式（第8条関係）

(番 号)
年 月 日

福島県知事
(福島県 農林事務所長)

住所又は所在地
交付事業者等
氏名又は名称及び代表者名

福島県鳥獣被害防止総合対策交付金概算払請求書
年 月 日付け福島県指令第号で交付決定のあった鳥獣被害防止総合対策
交付金について、下記により交付金 円を概算払により交付して下さるよう請
求します。

記
(年 月 日現在)

事業 実施 主体名	事業名	交付決定額		既受領額		今回請求額		残額	完了 予定 年月日
		事業費	交付金	金額	出来高	金額	出来高		
		円	円	円	%	円	%	円	

注) 第14条に基づき農林事務所長に委任した事業については、あて名は
「福島県 農林事務所長」とする。

第4号様式（第9条第1項関係）

(番 号)
年 月 日

福島県知事
(福島県 農林事務所長)

住所又は所在地
交付事業者等
氏名又は名称及び代表者名

年度福島県鳥獣被害防止総合対策交付金遂行状況報告書
このことについて、福島県鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱第9条第1項の規定に
基づき、下記のとおり報告します。

記

1 交付金交付決定年月日及び番号

2 事業遂行状況

(年12月31日現在)

事業名	総事業費	出来高事業費	進捗率	残事業費	完了予定 年月日	備考
	円	円	%	円		

- 注) 1 この遂行状況報告書の提出後に、総事業費等の変更が予定されている
場合は、変更の内容を備考欄に記入のうえ、提出すること。
- 注) 2 第14条に基づき農林事務所長に委任した事業については、あて名は
「福島県 農林事務所長」とする。

第 5 号様式（第 9 条第 3 項関係）

（番 号）
年 月 日

福島県知事
（福島県 農林事務所長）

住所又は所在地
交付事業者等
氏名又は名称及び代表者名

年度福島県鳥獣被害防止総合対策交付金完了報告書
このことについて、下記のとおり完了しましたので、福島県鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱第 9 条第 3 項の規定により報告します。

記

事業名及び箇所名	
交付決定年月日	年 月 日福島県指令 第 号
交 付 決 定 額	円
着 手 年 月 日	
完 了 年 月 日	

注) 第 1 4 条に基づき農林事務所長に委任した事業については、あて名は「福島県 農林事務所長」とする。

第6号様式（第10条第3項関係）

（番 号）
年 月 日

福島県知事
（福島県 農林事務所長）

住所又は所在地
交付事業者等
氏名又は名称及び代表者名

年度消費税仕入控除税額報告書
年 月 日付け福島県指令第号で交付決定のあった福島県鳥獣被害防止総合対策交付金について、福島県鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の交付金の額の確定額
（ 年 月 日付け第号による額の確定通知額）
金 円
- 2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 円
- 4 交付金返還相当額（3－2）
金 円
- 5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
〔 〕
（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。
- 6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
〔 〕
注）1 参考となる書類を添付すること。
注）2 第14条に基づき農林事務所長に委任した事業については、あて名は「福島県 農林事務所長」とする。

第 7 号様式（第 1 1 条関係）

（番 号）
年 月 日

福島県知事
（福島県 農林事務所長）

住所又は所在地
交付事業者等
氏名又は名称及び代表者名

福島県鳥獣被害防止総合対策交付金交付請求書
年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定通知のあった福島県
鳥獣被害防止総合対策交付金について、下記により金 円を交付して下さるよう
請求します。

記

事業名及び箇所名	
事業費	
交付決定額（A）	
受領済額（B）	
今回請求額（C）	
残額（A－B－C）	

注） 第 1 4 条に基づき農林事務所長に委任した事業については、あて名は
「福島県 農林事務所長」とする。

第 8 号様式（第 1 3 条第 1 項関係）

〇〇年度

農林水産省所管

交 付 金 調 書

国			地 方 公 共 団 体 名										備考
			歳 入			歳 出							
交付金目名等	交付決定額	交付率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫交付金相当額	支出済額	うち国庫交付金相当額	翌年度繰越額	うち国庫交付金相当額	
1 農山漁村活性化対策推進交付金													
(1) 鳥獣被害防止総合対策推進交付金													
2 農山漁村活性化対策整備交付金													
(1) 鳥獣被害防止総合対策整備交付金													

記載要領

- 「交付金目名等」欄には、交付金目名のほか、当該交付事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」の欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付金目名等」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」の欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 交付事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付事業等に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。

第 9 号様式（第 1 3 条第 2 項関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

地区名						事業実施年度		年度		農林水産省所管交付金名：								
政策目的	事業内容					工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要		
	事業区分	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費 A+B+C+D	負担区分				耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日		処分の 内容	
									国庫 交付金 (A)	県費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)						
								円	円	円	円	円						
	計																	
	合計																	

- 注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記入すること。
3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

第 10 号様式（第 15 条第 1 項関係）

（番 号）
年 月 日

福島県知事
（福島県 農林事務所長）

住所又は所在地
交付事業者等
氏名又は名称及び代表者名

年度鳥獣被害防止総合対策交付金の収益報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定された 年度鳥獣被害防止総合対策交付金において収益が生じたので、下記のとおり報告します。

1 事業の区分

2 交付金交付額

円

3 交付対象経費

円

4 事業に係る収益額

円

5 根拠書類

（注）根拠書類を添付すること（根拠資料に代えて、URL 記載も可）。